

## 生活保護制度の概要

### ◆生活保護制度における4つの基本原理

- ・ 国家責任の原理(同法第1条) … 憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。
- ・ 無差別平等の原理(同法2条) … すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。
- ・ 最低生活の原理(同法3条) … この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
- ・ 補足性の原理(同法4条) … 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとともに、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる。

### ◆保護の種類と内容

種 類	生活を営む上で生じる費用	支給内容
生活扶助	日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯に加算がある。(母子加算等)
住宅扶助	アパート等の家賃	定められた範囲内で実費を支給
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費	定められた基準額を支給
医療扶助	医療サービスの費用	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護扶助	介護サービスの費用	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産扶助	出産費用	定められた範囲内で実費を支給
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用	定められた範囲内で実費を支給
葬祭扶助	葬祭費用	定められた範囲内で実費を支給

### ◆保護の基準

保護の基準は国(厚生労働大臣)が全国一律に定める。(同法8条)

※ 各地域における生活様式や物価差による生活水準の差を反映させるため、級地制度(6区分)を設定。

### ◆保護の実施機関及び費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が、国の基準に従い、法定受託事務として実施。
- ・ 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。  
※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、国(厚生労働省)としては、以下の数を標準数として示している。  
(都道府県)被保護世帯65に1、(市)・(町村)被保護世帯80に1
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。  
※ 地方負担分(ケースワーカー等の人件費を含む福祉事務所費など)は、地方交付税の基準財政需要額に算入されることで財源措置されている。